

I

社会保障審議会介護給付費分科会

2011/11/10

介護給付費分科会、「個別サービス計画」義務化を大筋合意
新基準は 2012 年 4 月施行／作成しないと指定基準違反に

2011/11/24

介護報酬改定に関する審議報告案に「個別サービス計画」の
作成義務化を明記 介護支援専門員らとの連携強化を目指す

II

介護保険サービスに関する関係団体懇談会

2011/11/7

山下理事長、事業者を代表して要望陳述



III

公費助成のモデル事業 その1

2011/11/19, 12/10

普及研修リーダー養成研修

～ 厚生労働省・平成 23 年度老人保健健康増進等事業 ～



IV

公費助成のモデル事業 その2

2011/11/14, 11/25

訪問介護員と福祉用具専門相談員の連携研修

～ (独) 福祉医療機構・平成 23 年度社会福祉振興助成事業 ～



V

講演会 in 東京都世田谷区

2011/11/25

介護給付の適正化と福祉用具訪問調査の役割

～ 「個別援助計画」義務化の動向を見据えて～



VI

講演会 in 東京都北区

2011/10/25

福祉用具個別援助計画を取り巻く動向と今後の展望

東京都・北区の事業者の会

VII

神奈川県介護専門員協会・第2回ケアプラン作成研修

2011/11/12

福祉用具専門相談員の専門性を理解し、ケアプランに役立てる
ファシリテーターとして参加し、研修に協力

注) 本文中の「福祉用具個別援助計画書」は、ふくせん様式を指す。「個別援助計画」は、第6回福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会(4/25)による。「個別サービス計画」は、第84回社会保障審議会介護給付費分科会(11/10)による。

社会保障審議会介護給付費分科会

**大詰めを迎えた「平成24年度介護報酬改定に関する審議報告」案策定
個別サービス計画作成の義務化いよいよ本格始動!!**

厚生労働省は「第84回社会保障審議会介護給付費分科会」（分科会長：大森彌氏）において、介護老人福祉施設をはじめ7分野の基準と報酬について議論した。福祉用具は「個別サービス計画」（従来の資料では「個別援助計画」）がテーマとなり、基準への位置づけで大筋合意。作成しない事業所は、指定基準違反となることも明らかになった。分科会では「外れ値」も議論されたが、同分科

会に先立つ11月7日、老健局長が開催する「介護保険サービスに関する関係団体懇談会」（次頁）では、出席した山下理事長が「介護給付費通知」の問題点を指摘し、運用の改善を求めている。その後、審議会は回を経て、年内提出予定の「平成24年度介護報酬改定に関する審議報告（案）」の中で個別サービス計画の作成義務を明文化するに至った。

**11/10 介護給付費分科会、「個別サービス計画」義務化を大筋合意
作成しないと指定基準違反に**

厚生労働省「個別サービス計画」の義務化を一層明確に

分科会では、前半は介護老人福祉施設など4分野、後半は福祉用具など3分野についての議論が行われた。福祉用具については、7月28日のヒアリングの際に意見交換を行ったので、実質的な審議は今回で2度目となる。「福祉用具について」の政府説明は老健局振興課の川又竹男課長が行った。論点1は「外れ値」の問題。この対策の「介護給付費通知書」は578保険者（平成22年）が取り組んでおり、一層の推進を論点として示している。また、これに関連して、介護報

酬請求の際に使う商品コードの統一化（例、TAISコード）も課題としている。

論点2は「個別サービス計画」の指定基準への位置づけ。資料では専門職間の情報共有など、導入による事業効果を示すとともに、本会と日本福祉用具供給協会の要望書を紹介し、根拠の材料として活用していた。

計画の作成を行わないと基準違反、改善なければ指定取り消し

政府説明を受けて、池田省三委員（地域ケア政策ネットワーク研究主幹）は、改正指定基準が施行された後、計画を作成しなかった場合の罰則の有無について質

問。これに対して川又課長は「指定基準違反となり、改善の指導や勧告の対象となる。改善されない場合は指定取り消しもある」として、具体的な罰則について触れていた。

また、基準の指導権限は都道府県にあるが、池田委員は「不正の実態を把握している保険者の権限こそ強化すべき」とし、不正な事業者名を保険者が公表する方法などを提案していた。また、勝田登志子委員（認知症の人と家族の会）は、「認知症の高齢者の思いがけない行動で事故は起きる。福祉用具専門相談員に対する認知症の研修も行つてほしい」と、事故防止に向けた研修実施を求めている。

介護給付費分科会は年末に報告をまとめ、年明けの1月に諮問答申、4月には新たな指定基準が施行される予定。今回の審議で「個別サービス計画」の義務化は大筋で合意したが、運用の詳細は明らかになっていない。



会場の様子

11/24 審議報告案に「個別サービス計画」の作成義務化を明記

厚生労働省は、社会保障審議会介護給付費分科会に、これまでの審議結果をもとに「平成24年度介護報酬改定に関する審議報告（案）」を示した。この中で、福祉用具貸与の基準については、介護支援専門員との連携強化等を目的に、「個別サービス計画」の作成義務化を内容とする見直しを行うことを明記。同時に、価格の適正化に向けて介護給付費通知や、価格情報の

公表等の取組みを推進するとしている。委員から特に異論はなかったが、関連意見として木間委員から、福祉用具貸与事業所の中には、介護サービス情報の公表で価格を開示していないケースがあることを指摘。「消費者トラブル防止のためにも、都道府県等が事業者を指導してほしい」と要望した。

12/5 介護報酬改定に関する審議報告案最終報告

12月5日に開催された第87回社会保障審議会介護給付費分科会は「平成24年度介護報酬改定に関する審議報告（案）」を大筋で了承した。

福祉用具貸与・特定福祉用具販売の項目には、「利用者の状態に応じた福祉用具の選定や介護支援専門員

等との連携を強化するため、福祉用具専門相談員が利用者ごとに個別サービス計画の作成を義務づける」ほか、「介護給付費通知の取組みや福祉用具の価格情報の公表等を通じて、価格の適正化に向けた取組みをさらに推進する」としている。

介護保険サービスに関する関係団体懇談会

山下理事長、個別援助計画の義務化と給付費通知で意見

老健局長のもと設置された「介護保険サービスに関する関係団体懇談会」は、11月7日が第3回目の会合となった。山下理事長が日本福祉用具供

給協会の立場から意見を述べた。この懇談会での意見は、介護給付費分科会に報告され、その後の審議の参考とすることになっている。

「個別援助計画」義務化はサービスの質の底上げにつながる

懇談会には介護関係の15団体の代表者が出席。山

下理事長は、介護保険スタート時に福祉用具供給の基盤整備を重視し、指定基準のハードルを低くしたお陰で、サービスの質に大きなばらつきが生じ、一部の事業者では「レンタルしたご利用者宅を何年も訪問も

せず、報酬だけを受け取るケースもある」と指摘。このような事業者を排除し、福祉用具サービスの質の底上げを図っていくためには、「個別援助計画を作成し、定期的なモニタリングを確実に行う仕組みが必要」として、今回の指定基準の見直しに対する強い期待を述べた。

介護給付費通知の運用の改善を

山下理事長は「外れ値（平均的な価格分布から大きく外れた値）」についても言及。その対策としては、個々の利用者の支払価格と平均価格とを示し、利用者の適切な判断を促す介護給付費通知がある。山下理事長は同通知の必要性は認めつつ、「現場では外れ値を知らせるという本来の趣旨を逸脱し、平均値より価格の高い事業者、低い事業者の線引きに使われるケースがある」と指摘した。各事業者の価格は衛生管理や訪問点検など、サービスコストを反映しているが、現行の通知にはその説明はない。「価格だけで事業者を選ぶ環境が当たり前になると、事業者は絶対必要なコストも削減し、サービスの質は低下する」として、介護給付費通知の運用の改善を強く求めた。

施設入所者にも適切な福祉用具サービスを

福祉用具の利用目的には、介護者の負担軽減もある。山下理事長は訪問介護員等の腰痛対策等、福祉用具による労働安全対策についても言及したうえで、「在宅から施設へのシームレスなサービス提供が望まれるが、入所するとニーズや状態に応じた福祉用具が提供されなくなってしまう」と、施設入所者にも在宅と同様に、その方に合った福祉用具が提供される仕組みづくりの必要性を訴えた。

普及研修リーダー養成研修

～厚生労働省・平成23年度老人保健健康増進等事業～

本会では、東京と大阪の2会場で「個別援助計画の普及研修リーダー養成研修」を開催した。厚生労働省の平成23年度老人保健健康増進等事業「福祉用具個別援助計画書」による連携、研修のあり方に関する調査・研究事業の1つである。

来年度施行の指定基準の見直しで義務化される福祉用具の「個別サービス計画（個別援助計画）」の作成については、福祉用具関係者の間で、その作

成技術に注目が集まっている。今回の研修の目的は、「福祉用具個別援助計画書」の作成技術習得と、地域や職域において、研修を企画・運営、さらには講義も行える人材の育成。各都道府県からものないよう参加を募った結果、2会場で114名の参加。本会では、研修の修了者に対しホームページで紹介するほか、各々が地域で活動する際には、様々なサポートを行っていく。

専門職としてのレベルアップに不可欠
知識と経験を備えた「リーダー」の存在

「本来は、福祉用具にこそ個別のサービス計画が必要でしたが、個別的なサービスを提供する専門性が認められなかったのでしょう。作成は、大変なことです。しかし、ご利用者のためになるサービスを提供するには欠かすことはできません」と東京会場の開会の挨拶で述べたのは山下理事長。

業界が一丸となって「サービスの質の向上」に取り組む中、依然として存在するのは事業者によるサービス格差だ。山下氏は福祉用具の「個別サービス計画書」がその格差を埋めるものだという。福祉用具専門相談員一人ひとりが個別サービス計画書を書けるレベルになる、ということが業界全体



山下 一平 氏
(やましだい・いっぺい)
(社) 全国福祉用具専門相談員
協会理事長

の発展に、ひいては福祉用具に対する認識の向上につながるのではないか。

「本日の研修を実のあるものとし、それぞれの地域に持ち帰っていただきたい、それがリーダーたるみなさんの役割です」（山下理事長）。

アセスメントにしっかりと関わり、関係多職種やご利用者に理解してもらうために大切な
のは自分の言葉

「演習も含め、この研修が終わったとき、福祉用具の利用の目的について自分だったら何と言うだろうか、と考えてみてください」。大阪会場、東京会場双方の講義を担当した東畠氏は言う。福祉用具の貸与には、モノのやりとりではなく、福祉用具を通じたサービスという付加価値が含まれている。だからこそ個別サービス計画が必要なのだが、そこになくしてはならないものに「説明」と「理解」がある。なぜ「その」福祉用具なのか。その福祉用具で「何が」できるのか。

◆モデル研修スケジュール

平成23年11月19日（大阪）・12月10日（東京）

◆各日プログラム

午前の部（3時間） 開会挨拶・講義

午後の部（4時間） 演習・グループワーク

閉会挨拶

◆担当講師

講義（大阪・東京）

東畠 弘子氏（国際医療福祉大学大学院講師）

演習（大阪）

淵上 敬史氏（作業療法士） 一ノ瀬千草氏（理学療法士）

演習（東京）

成田すみれ氏（社会福祉法人試行会横浜青葉台地域ケアプラザ所長）

ご利用者やご家族のニーズを把握し、関係多職種を含めて情報をキャッチして選定につなげる。そして、導入に際してはその経緯と結果をいかに理解しやすく「説明」するか。そこが福祉用具専門相談員の腕の見せどころだ。

グループワークで福祉用具個別援助計画の作成プロセスを検討——指導方法のヒントにも

また、その実力なくしては、安心・安全な使用につながる使用法・留意点等の説明はあり得ず、継続的なサービス提供のためのモニタリングもまたあり得ない。グループワーク形式で行われた演習では、参加者に、各職場でリーダー的役割を担っている、またはそれを目指しているという意識が感じられた。どのグループでもスムーズに具体的検討が行われていたのは、コミュニケーション能力の高さの表れだろうか。

「リーダー層から講師を輩出することも視野にいれましょう。時間はかかりますが、業界・団体として、とても力強いことです」（成田氏）。

訪問介護員と福祉用具専門相談員の連携研修

～(独)福祉医療機構・平成23年度社会福祉振興助成事業～

福祉用具の事故防止を視点とした技術・連携研修事業

昨今、高齢者数とともに、福祉用具利用者数も増加傾向にある。生活の中の「自立」を実現する道具として注目される一方で、福祉用具による事故が社会的関心を集めているという現実を見過ごしてはならない。

福祉用具に関わる事故防止、安全に利用できる環境づくりのキーワードが「リスク管理」であり、各専門職の

「個別サービス計画の作成義務化」で二層見えてくる多職種連携の意味

「われわれが提供する福祉用具には、自立支援と介護負担の軽減、2つの側面があります。ご利用者に対しては、その効果を最大限に発揮できるような提案をするのですが、実はそれだけでは十分とは言えません。もう1つ『安全の確保』という視点が必要なのです」とは、冒頭の挨拶に立った山下理事長の言葉だ。どんなに効果的で便利な福祉用具であっても、ご利用者の使用に際して、事故や不具合につながる可能性が明らかなものは、当然提供することはできない。

福祉用具専門相談員は専門職として選定・提案し、導入時には使用方法や留意点についてしっかり説明する。しかし、それだけでは足りないために、事故は起っている。

「ヒヤリ・ハット」という言葉がある。事故にまではいたらなかったが、事故になってもおかしくはないポイント。それに気づくこと、見逃さないことが大切

共通認識、連携が欠かせない。

日頃、サービス提供場面では意外に関係の薄い福祉用具専門相談員と訪問介護員。本事業の主題は、この両職種の連携である。訪問介護計画と個別サービス計画を通じてお互いの業務を理解し、連携方法を確認するため、主に福祉用具の利用についての注意点を演習形式で学ぶ。

だ。そしてどうするか。福祉用具については、用具自体の再検討、ご利用者に対する再説明、利用状況の確認・改善。どれも福祉用具専門相談員ならば分かっているはずの事だ。しかし残念ながら、福祉用具専門相談員が、日常生活の中のご利用者の利用現場を見る機会は非常に少ない(あるいは、ない)。これは「ヒヤリ・ハット」のチェックポイントを逃しているという事でもある。反して、家族以外で最も近くにいるのは、訪問介護員。今回の研修のポイントはここだ。

「本格的な多職種連携の時代が到来します。リスク管理の面でも『連携』がキーワードとなるのではないのでしょうか」(山下氏)。

提案する側と使う側「連携」がもたらす双方にとつてのメリットを知る

個別サービス計画を作成するのは福祉用具専門相談員だが、実はその内容の充実、モニタリングの有効性に、訪問介護員との連携が果たす部分は大きい。一方、訪問介護員は、個別サービス計画書から何の目的

◆モデル研修スケジュール(全5か所中前半2か所を掲載)

平成23年11月14日(神奈川)・11月25日(千葉)

◆各日プログラム

講義(2時間) 適切なモニタリングの実施と職種間の連携による事故予防

演習Ⅰ(2時間) グループ別の福祉用具安全確認トレーニング

演習Ⅱ(2時間) グループ別に福祉用具の事故予防を視点とした事例検討

◆担当講師

講義(神奈川) 渡邊 慎一氏(社)神奈川県作業療法士会会長

講義(千葉 山本 一志氏(社)全国福祉用具専門相談員協会事務局長

演習Ⅰ(神奈川・千葉) 山田 誠氏(社)全国福祉用具専門相談員協会

演習Ⅱ(神奈川) 助川 未枝保氏(社)日本介護支援専門員協会副会長

演習Ⅱ(神奈川・千葉 内田 千恵子氏(社)日本介護福祉士会副会長

で、何を基準に導入された福祉用具なのかを読み取ることができる。ご利用者のニーズを知るとともに訪問介護の現場等で、何に注意すべきか、何を見るべきかを把握できるというのは大きなメリットだ。

「ケアマネジメント・プロセス、福祉用具サービス・プロセス、いずれもモニタリングが重要なのですが、ポイントは、モニタリングの際に必要なのが介護者の視点だということ。福祉用具専門相談員の方も意識することが大切です」(渡邊氏)。

実務の現場で即役立つ他の専門職の視点

演習Ⅱでは、訪問介護員・福祉用具専門相談員それぞれの立場での意見が次から次へと飛び交い、グループ内では、互いに質問し合う様子が多く見られた。

「福祉用具専門相談員と訪問介護員、それぞれの視点での意見出しでは、『専門性』を発揮すること」という助川氏のアドバイス通り、同業同士にはない新たな「気づき」に「時間が足りない」との声も多数。

講演会 in 東京都世田谷区

介護給付の適正化と福祉用具訪問調査の役割

「個別援助計画」義務化の動向を見据えて

11月25日、「介護給付の適正化と福祉用具の訪問調査の役割」『個別援助計画』義務化の動向を見据えて」と題し、世田谷区主催の講演会が開催された。講演会では、世田谷区から「介護保険福祉用具購入に係る訪問調査（以下、「訪問調査」）」（※注）

給付の適正化の力ギは福祉用具専門相談員がにぎっている

開会の挨拶を務めたのは、世田谷区・介護保険課長の吉岡郁子氏。受給者の増加や給付パターンの多様化などによる保険料増加の要素を指摘し、給付の適正化の必要性を述べた上で、「本講演会の内容を、参加した皆様が業務に

に関する説明等が行われたほか、実際に訪問調査に同行した調査員2名が招かれ、訪問調査の体験談が語られた。また、本会の山本一志事務局長が、福祉用具に関して、厚生労働省の来年度の制度改正の動向について講演を行った。

請時の注意点を述べた。村井氏は、申請書類の「福祉用具が必要な理由」について、「ご利用者の身体状況、福祉用具の利用環境、商品の選定理由等詳細に記入がない場合、訪問調査の対象となることがある」と言及した。また、小金井恵主事からは、訪問調査についての話が行われた。調査対象の選出について、「同一品目の再購入、理由が不明確、部品のみの購入、高額、使用状況等の確認、身体状況から適切かどうか疑義を感じる等が見られた場合」と説明があった。

安全・安心な使用をフォローする訪問調査
福祉用具専門相談員の経験にも

調査員として体験談を語ったのは、ふくせん会員の本山秀昭氏と水越良行氏。「悪質なサービスを行っているケースは見られないが、危険な使い方をしているケースはある」とは本山氏だ。調査員という第3者の目線が入ることで気づきがあり、事故の予防にもつながっているようだ。また、「介護の現場では横のつながりが取りにくい。調査を通して他の専門職と意見交換できるのは非常に意義があり、福祉用具専門相談員と

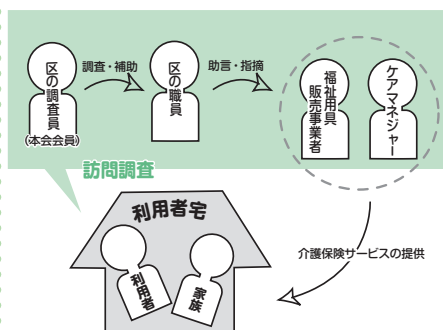
してスキルアップにもつながる」とは水越氏。訪問調査をしつかり自分の仕事に活かしているようだった。

販売品のフォローをも担う新しい調査の形

講演を務めた本会・山本事務局長は、福祉用具貸与サービスについて定期的な訪問によるモニタリングの重要性を訴えつつも、「販売品まですべて網羅するのは無理がある。レンタル品は事業者がチェックし、販売品は訪問調査でチェックする、という役割分担ができれば」と、販売品の確認の機会となる世田谷区の訪問調査事業の貴重さを語った。

司会を務めた若狭明子係長（世田谷区）は、「援助を必要とするすべての方が適切な福祉サービスを受けられるまち、世田谷」の実現を目指し、ケアマネジャー、福祉用具貸与事業者の皆様には今後も協力をお願いしたい」とし、閉幕とした。

※注 世田谷区では、介護給付の適正化事業の一環として、「介護保険福祉用具購入に係る訪問調査」を行っている。区の担当職員、ケアマネジャー、福祉用具販売事業者、調査員の4名がチームでご利用者宅を訪問し、利用状況等を調査・確認する。本会は、世田谷区から委託を受け、ふくせん東京ブロック会員から調査員を派遣し、区担当者が行う助言や指摘について、技術的な補助を行っている。



世田谷区から委託を受け、ふくせん東京ブロック会員から調査員を派遣し、区担当者が行う助言や指摘について、技術的な補助を行っている。



左から、山本氏、水越氏、本山氏

た皆様が業務に活かし、世田谷区の介護保険事業が適切に、そして活発に展開していくことを願っています」と挨拶を述べた。世田谷区からは、まず村井真人主任主事が介護保険福祉用具における書類申

講演会 in 東京都北区

福祉用具個別援助計画を取り巻く動向と今後の展望

～東京都・北区の事業者の会～

東京都・北区の福祉用具事業者の会（約30事業所）では、サービスの質の向上のため、定期的に研修会を行っている。このたび、北区の働きかけにより、福祉用具の「個別援助計画」をテーマに研修会が行われることとなり、去る10月25日、本会から山本一志事務局長を講師として派遣。「福祉

「外れ値」対策
介護給付費通知のあり方に疑問

講演では、まず、「個別援助計画」の作成義務化を明文化している、「第6回 福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会」の最終報告についての説明が行われた。同報告の論点1は、いわゆる「外れ値」について。これは、同一製品の平均的な月額に比べて非常に高額な請求を行うもので、本紙2頁の社会保障審議会介護給付費分科会でも議義に挙がっている。対策としては、介護給付費通知があるが、山本氏は、「現行の通知内容では、サービス内容にまでは言及されておらず、レンタル料のみが一人歩きしている」と同通知の在り方に疑問を示した。

モニタリングが力ギをにぎる？
「安価な」福祉用具・レンタルの行方

論点2は、比較的安価な福祉用具の取り扱いについ

て。歩行器、スロープ、手すり、杖については、レンタルしつづけると購入するより高くなるとの意見があり、販売もしくはレンタル・販売選択制にしてはどうかとの提案があったのだ。ご利用者は状態像も変化しやすい、これらの福祉用具はメンテナンスの必要もあるため、今回はレンタル制で続行することとなったが、山本氏は、「事業者がモニタリングを含めたサービスをきちんと提供しなければ、将来、販売制へ移行する可能性は大いにあり得る」と指摘した。

厚生労働省では、来年度の指定基準の見直しで、「個別援助計画」の作成義務化を検討している。参加者も関心の高い様子で、真剣に耳を傾ける姿が見られた。

関連職との連携やリスク管理に書かせない
ツール「個別援助計画」

個別援助計画作成義務化については、論点3で検討された。検討の結果、報告書には「個別援助計画の作成を指定基準において明確に位置づけることが適当である」と示された。これはまだ正式な決定ではないが、今後介護給付費分科会で最終的な審議がなされ、そこで異論がなければ義務化はほぼ確実なものとなる



写真) 山本一志事務局長

介護給付費分科会で異論がなければ、個別援助計画作成の義務化はほぼ正式に決定となる（※注）。不安を覚える事業者も少なくないだろう。

「これまでわれわれ

事業者は、ご利用者宅を訪問し、福祉用具を選定する際、メモを取っていたと思います。そのメモの様式が統一されたと考えれば、個別援助計画の作成は決して新たに発生する作業ではありません」とは同氏。「リスク管理、ケアマネジャーとの意思疎通にぜひ役立ててほしい」と前向きな期待を述べた。

また、山本氏は、「100点満点の個別援助計画書はない」と言う。「ご利用者の自立、介助者の介護負担軽減を目指すために、また事業者が適切に福祉用具を選定するために、個別援助計画書を使つてほしい」とした。

福祉用具サービスを取り巻く動向は、めまぐるしく変化している。それは、これまで低く見られがちであった福祉用具サービスの、指定基準の底上げを図る試みでもある。サービスの質の低い事業者は淘汰されるだろう。事業者はこれを好機ととらえ、日々情報収集に努め、対応してもらいたい。

（※注 本紙2、3頁参照）

神奈川県介護専門員協会・第2回ケアプラン作成研修

福祉用具専門相談員の専門性を理解し、 ケアプランに役立てる

ファシリテーターとして参加し、研修に協力

11月12日(土) 神奈川県介護支援専門員協会による「第2回ケアプラン作成研修」が開催された。テーマは、福祉用具の「個別サービス計画」について。福祉用具専門相談員が行っている作業過程をたどることでその専門性を理解し、ケアプランの中で福祉用具の選定に役立てることが神奈川県介護支援専門員協会の狙いだ(第1回目の研修は7月2日に行われた)。

■個別サービス計画でリスクマネジメント

福祉用具の事故が頻発し、対策が求められている事について、渡邊慎一氏(横浜市総合リハビリテーションセンター医療医療部理学・作業療法課長)は、「導入時のリスクマネジメントの重要性」を主張する。

「危険を想定することが重要であり、想定した危険を『共有』するツールが『個別サービス計画』とし、ドキュメントとして情報を残すことを勧めた。

■ケアマネジャーも適切な対応を

「個別サービス計画」の具体的な説明を行った山本一志氏(本会事務局長)は、「計画書を提出しない福祉用具事業所も

あるかもしれないが、義務化されればそれは指定違反。催促すること、またきちんと提出する事業所を選択することに対応してほしい」とした。

■実践形式で「個別サービス計画」を理解

実際に個別サービス計画の作成を行うグループワークでは、ファシリテーター(本会会員)のサポートのもと、事例をもとにしてケアマネジャーが個別サービス計画書の作成に取り組んだ。司会を務めた露木昭彰氏(神奈川県介護支援専門員協会副理事長)は、「義務化に備え、実践を通して計画書を理解してほしい」と、グループワークの狙いを伝えた。

神奈川県介護支援専門員協会理事の成田すみれ氏は、グループワークの総括として「参加者が専門性を大事にしているのを見て安心した。現場にも伝達して欲しい」と述べた。



ファシリテーターのアドバイスを受けながら計画書を作成

事務局より*イベントのお知らせ

公費助成のモデル事業今後の開催予定

■平成23年度老人保健健康増進等事業「福祉用具個別援助計画書」による連携、研修のあり方に関する調査・研究事業、

◆ケアマネジャーとの合同研修

岩手会場 1月18日
千葉会場 1月16日
鹿児島会場 1月24日

*いずれも平成24年1月に実施する予定

◆訪問介護員との連携研修

静岡会場 12月20日に実施しました。
大阪会場 1月24日
鹿児島会場 1月21日

*2会場については、平成24年1月に実施する予定



ごあいさつ

2011年は、これまで開発、普及をすすめてきた「福祉用具個別援助計画」「モニタリング」に、国の制度としての「がたち」ができた記念すべき年になりました。

2012年は、さらなる普及、向上に加えて、今年度から始まった2つの公費助成事業等を通して関連各専門職との連携強化に注力してまいります。

本会の活動にご期待いただくとともに、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。



ふくせんレポート 第003号

発行所

一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会

〒108-0074 東京都港区高輪 3-19-20
高輪 OSビル 9F

TEL: 03-3443-0011 FAX: 03-3443-8800

URL: <http://www.zfssk.com/>

編集協力 株式会社 東京コア

発行日 2012年1月1日